

各 位

令和元年 11 月
東京税関業務部

うなぎの稚魚の密輸出に係る取締りについて

うなぎの稚魚の輸出は、輸出貿易管理令に基づき、年間を通じて経済産業大臣の承認が必要とされていますが、特に令和元年 12 月 1 日から翌 4 月 30 日までの間は、原則として当該承認を行わないこととされています。

輸出規制が適用される品目は輸出貿易管理令別表第 2 の 33 の項に掲げる「うなぎの稚魚」で適用仕向地は「全地域」です（この場合のうなぎの稚魚は体重が 13 グラム以下のものを言います）。

税関においては、うなぎの稚魚が不正に輸出されることがないように取締りを行っていますので、不正輸出情報等がありましたらご一報いただきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京税関業務部通関総括第 4 部門

電話：03-3599-6341